

**弁護士による警察への依頼者密告制度  
(ゲートキーパー制度)に対する反対決議**

政府は、２００５年（平成１７年）１１月１７日、資金洗浄対策やテロ資金対策のため、弁護士等に、依頼者の行う金融・不動産売買等の取引がこれらの資金によるものと思われる「疑わしい取引」であるときに、警察庁に置かれる金融情報機関（ＦＩＵ）に通知義務を課す制度、いわば、弁護士等を資金洗浄・テロ資金の門番（ゲートキーパー）とする法案を２００７年（平成１９年）の通常国会に提出することを決定し、立法化をめざしている。

しかしながら、この制度には、弁護士の守秘義務、および、弁護士の国家権力からの独立との関係で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目的とする弁護士制度を根本から揺るがせる重大な問題があり、到底、容認できるものではない。

したがって、当連合会は、このような弁護士の警察への依頼者密告制度に強く反対する。

以上のとおり決議する。

２００６年（平成１８年）１１月１０日

四国弁護士会連合会